令和５年１０月３１日

組合員の皆様

京都市職員共済組合

（保健係　２２２－３２３９）

事業主の証明による被扶養者認定（「１３０万円の壁」への対応）について

　京都市職員共済組合の被扶養者認定については、「[京都市職員共済組合被扶養者認定基準](https://www.city-kyoto-kyosai.or.jp/shikumi/pdf/kijyun.pdf)（以下「被扶養者認定基準」という。）」に沿って、組合員の皆様に御対応いただいているところです。

　この度、令和５年９月２７日に全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受け、「事業主の証明による被扶養者認定」を実施いたします。

「事業主の証明による被扶養者認定」の対象者となった場合は、被扶養者認定基準の収入要件を満たしていない場合でも、被扶養者として認定されます。

　ついては、以下のとおり事務手続き等を取りまとめておりますので、内容について十分に御留意のうえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

１　事業主の証明による被扶養者認定対象者について

　⑴　新規認定の場合

以下を満たす組合員の御家族は、収入要件を満たしていなくても扶養認定が可能です。

①　被扶養者認定基準の要件のうち、収入要件のみを満たしていない者で、

　②　給与収入が「事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動」により、被扶養者認定基準の収入要件額（※）を超えている者。

（※）被扶養者認定基準上の収入要件額について

　　向こう一年間の収入見込み額が

　　○６０歳未満の者　…　１３０万円（月額108,334円）未満

　　○６０歳以上の者又は国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、傷病により障害等級が

１～３級に該当する程度の障害の状態にある者　…　１８０万円（月額１５万円）未満

⑵　認定済み被扶養者の場合

以下を満たす被扶養者は、収入要件額を超えていたとしても扶養認定が継続されます。

給与収入が、「事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動」により、被扶養者認定基準の収入要件額を超えた被扶養者。

【注意事項】

　基本給が上がった場合等、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合等は、一時的な収入変動とはならないため、事業主の証明による被扶養者認定の対象者とはなりません。（後述２の後段参照）

２　「一時的な収入変動」の判断基準について

給与収入の増加が一時的な収入変動かどうかは、事業主からの証明及び雇用契約書等の内容を踏まえ、総合的に判断します。

（一時的な収入変動の要因（例））

①　他の従業員が退職したことにより、人手不足となり業務量増加

②　他の従業員が休職したことにより、人手不足となり業務量増加

③　受注好調により処理件数増加や突発的な大口案件等により、人手不足となり全体の業務量増加

④　年度末等繁忙時期により、人手不足となり業務量増加

なお、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入変動とは認められません。当該変動とは該当せず収入超過をしている場合は、速やかな扶養認定取消の手続きをお願いいたします。

（引き続き収入が増えることが確実な場合（例））

①　契約変更により勤務時間が増え、通常通り勤務した場合においても収入超過が見込まれる場合

②　基本給や時給が上がった場合

③　恒常的な手当が新設された場合

３　適用開始日について

　「事業主の証明による被扶養者認定」は令和５年１０月２０日（金）から開始される措置であるため、８月・９月・１０月給与支払い分から適用されます。

⑴　新規認定の場合

　被扶養者認定基準の扶養認定日は、「直近3か月の平均月額が、収入要件額未満となった日」のため、認定開始日は「１０月２０日」もしくは「３か月目の給与支払い日」となります。

例１：妻（４０歳）の勤務先の給与支払い日が１５日の場合



⇒　８月・９月・１０月給与支払額の月額平均が収入要件額を超えていたとしても、「一時的な収入変動」の場合は、事業主の証明による被扶養者認定開始日（令和５年１０月２０日）から扶養認定。

例２：妻（４５歳）の勤務先の給与支払い日が２５日の場合



⇒　８月・９月・１０月給与支払額の月額平均が収入要件額を超えていたとしても、「一時的な収入変動」の場合は、給与支払い日の令和５年１０月２５日から扶養認定。

⑵　認定済み被扶養者の場合

　被扶養者認定基準の扶養取消日は、「直近３か月の平均月額が、収入要件額を超えた場合、最終月の翌月１日」のため、８～１０月に支払われた給与が「一時的な収入変動」に該当するかを確認します。

例：妻（４０歳）の８月・９月・１０月給与支払額の平均額が収入要件額を超えている。



ア　８月～１０月の給与は、「一時的な収入変動」ではない理由で収入要件額を超えている。



⇒　「事業主の証明による被扶養者認定」の対象者にならないため、扶養認定基準どおり、令和５年１１月１日で扶養認定取消。

イ　８月～１０月の給与は、「一時的な収入変動」により収入要件額を超えている。



⇒　「事業主の証明による被扶養者認定」の対象者になるため、扶養認定継続。

４　提出書類について

⑴　新規認定の場合

○　事業主の証明による被扶養者認定対象者となる場合は、以下の書類を、

事実発生日（「１０月２０日」もしくは「３か月目の給与支払い日」）から３０日以内に

所属所を経由して当共済組合に提出してください。

○　なお、収入要件額以外の被扶養者認定要件の詳細は、[京都市職員共済組合ホームページ](https://www.city-kyoto-kyosai.or.jp/shikumi/hihuyousya.html)又は福利厚生の本を御確認ください。

|  |
| --- |
| 提出書類 |
| ① | 被扶養者申告書（家族調書） |
| ② | 情報照会依頼書兼申立書（１６歳以上必須） |
| ③ | 被扶養者申告に係る必要書類（写し可） |
|  | （同居の場合） |
|  | ア　住民票（組合員本人との続柄が分かるもの）（※１） |
|  | イ　直近３か月の給与明細書 |
|  | （別居の場合） |
|  | ウ　住民票（認定対象者の世帯全員と続柄が分かるもの）（※１） |
|  | エ　組合員との続柄を証する書類（戸籍謄本等） |
|  | オ　直近３か月の給与明細書 |
|  | カ　客観的に仕送りの事実が確認できる書類（※２） |
| ④ | 国民年金第３号被保険者関係届（※３） |
| ⑤ | 事業主の証明書及び雇用契約書（※４） |

※１　住民票については、②の情報照会依頼書の提出により省略することが可能です。

ただし、認定対象者のマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構に保存されている本人確認情報の提供を受けることとなるため、住民票添付時より保険証発行までにお時間がかかりますので御注意ください。

※２　客観的に仕送りの事実が確認できる書類については、金融機関の振込票や入金・送金記録のある預金通帳の写し、現金書留受付印のある封筒とその控え等を添付してください。ただし、被扶養者が学生又は単身赴任の場合に限り、一時的な別居による例外とみなし、以下の書類を添付してください。

　　　学　　生：学生証の写し又は在学証明書

　　　単身赴任：辞令の写し

※３　組合員（６５歳未満）の配偶者のうち、２０歳以上６０歳未満の方で、国民年金第３号被保険者の認定基準を満たす場合のみ提出してください。

※４　③－イ又は③－オの直近３か月分の給与収入に係る証明を提出してください。

　⑵　認定済み被扶養者の場合

○　収入要件額を超えた要因が、「事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動」

に該当する場合は、以下の書類を、所属所を経由して当共済組合に提出してください。

○　証明書提出後に、一時的な収入変動により再度収入要件額を超えたとしても、改めての証明書の提出は不要です。当組合において、被扶養者の要件を引き続き満たしているかを、令和６年度以降の扶養状況調査等で確認します。

ただし、「事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動」に該当しなくなった場合は、速やかに扶養認定取消の手続きをお願いいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 一時的な収入変動に**該当する**被扶養者 | 一時的な収入変動に**該当しない**被扶養者 |
| ① | 被扶養者申告書（家族調書） | × | ○ |
| ② | 直近４か月分の給与明細（※５） | ○ | ○ |
| ③ | 資格喪失証明願（※６） | × | ○ |
| ④ | 事業主の証明書及び雇用契約書（※７） | ○ | × |

※５　収入要件額を初めて超えた期間を確認するため、直近４か月分の給与明細の提出してください。

※６　国民健康保険への加入に必要な「資格喪失証明書」を発行するための書類です。「資格喪失証明書」は自動発行されないので、御注意ください。

※７　直近３か月分（収入要件額を超えた分）の給与収入に係る証明として提出してください。

５　事業主の証明による扶養認定後について

　○　証明書提出後に、一時的な収入変動により再度収入要件額を超えたとしても、改めての証明書の提出は不要です。

ただし、「事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動」に該当しなくなった場合は、速やかに扶養認定取消の手続きをお願いいたします。

○　事業主の証明による認定対象者については、当組合においても被扶養者の要件を引き続き満たしているかを、令和６年度以降の扶養状況調査等で確認します。

　　　調査等で「一時的な収入変動」に該当しないと判断された場合は、被扶養者認定を遡及して取消す可能性もありますので、引き続き被扶養者の収入状況の確認をお願いいたします。

**ＦＡＱ**

Ａ１　当面の措置として実施されます。期限等について国から示されましたら、改めてお知らせいたします。

Ｑ１　今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定）の実施期間がいつまでなのか。

Ｑ２　令和５年１０月１９日以前には遡及して認定されないのか。

Ａ２　今回の措置に関する厚生労働省通知において、扶養認定及び被扶養者に係る確認については、遡及しない取扱いが示されています。

　　　よって、今回の措置の適用は、当該通知発出日の令和５年１０月２０日からの適用となります。

Ｑ３　フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合でも対象となるのか。

Ａ３　対象とはなりません。

　　　今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入変動を対象としています。

　　　なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある場合、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者認定基準の収入要件額を超えた際は対象となります。

Ｑ４　複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すればよいか。

Ａ４　被扶養者認定基準の収入要件額を超えることとなった主な要因である勤務先から「事業主の証明」を取得してください。

　　　複数事業所においてそれぞれ一時的な収入増加ある場合は、それぞれの勤務先から「事業主の証明」を取得してください。

Ｑ５　社会保険の適用要件を満たしている場合でも、今回の措置の対象となるか。

Ａ５　勤務先で社会保険の適用要件を満たす場合は、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。